

議事要旨(3) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、企業結合専門委員会（平成24年4月12日）で企業結合（ステップ2）の議論が行われた旨及びその検討状況が報告された後、本日は、全部のれん方式について審議したい旨の説明がなされた。

その後、前田専門研究員より、説明資料〔審議事項(3)-1〕及び〔審議事項(3)-2〕に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員等からの主な意見等は次のとおりである。

- 全部のれん方式は企業結合ステップ1での改正内容及び少数株主持分を資本として扱う方向性と整合していること、購入のれん方式との差異は注記情報により投資家が把握できること、被取得会社のすべての資産及び負債が認識されるのに対し、のれんのみ取得持分を認識する購入のれん方式は不整合感があること、少数株主持分の測定が困難な場合があるとしても全部のれんの計上を望む企業の選択を妨げることには納得感がないことから、全部のれん方式の選択適用を排除する理由は乏しいと考えられ、改めてこれまでの方向性である選択適用を支持する。また、全部のれんは必ずしも、財務分析に用いられていないのが現状との意見も聞かれるが、全部のれんの選択適用が認められ、適用事例が増えれば、その有用性も徐々に高まる余地があると考えられる。
- 全部のれん方式の場合、少数株主は企業結合に係る取引を行っていないにもかかわらず、公正価値と識別可能純資産の時価の差額がのれんとして計上されることになり、自己創設のれんの計上につながることもなるので慎重に検討すべきである。また、仮に少数株主持分を資本として扱うとした場合、資本は資産から負債を控除した残余という見方からすると、現行と同様に識別可能純資産の時価をもとに測定することも考えられ、公正価値で測定することが整合的であるとはいえない。さらに、取得のれん方式と全部のれん方式でのれん残高が大きく異なることに加え、「正ののれん」が「負ののれん」になるケースがあるなど（参考資料3における例1、例2のケース2の場合）、財務数値が大きく異なる可能性があることを踏まえると投資意思決定情報としての有用性の観点から選択適用を認めることについては疑問があり、どちらの方式が企業の経済的実態を反映するかについて理屈を含めて整理する必要がある。さらに、全部のれん方式の場合に負ののれんを親会社に帰属する利益とする取扱いは、正ののれんの取扱いと非対称であり、かつ、日本の上場会社においてはPBRが1倍未満の会社が多く存在することを踏まえると理解しがたい。したがって、現在、IFRS3がIASBの適用後レビューの対象となっていることを踏まえると、まずはIFRS3の内容が投資意思決定情報として適切な取扱いになっているかIASBに対して懸念点を意見発信する

こととし、現行同様に取得のれん方式のみとする方向で検討することが考えられる。

- 国際的な会計基準の改正背景には公正価値評価の推進と経済的単一体説の考え方を取り入れながら、コスト負担との兼ね合いで判断されたものと理解しており、全部のれん方式の選択適用については、会計理論面とコスト負担面からの深い議論が必要である。また、会計方針として扱い継続適用することは、取引ごとの恣意的な選択適用を防止できる利点があるものの、会計方針の変更が認められる正当な理由について実務上の問題が生じる可能性がある。
- 購入のれん方式で認識されるのれんについては、経営戦略上の意図と客観的な算定基礎を見出すことができ、開示上の情報価値もあると考えられるが、非支配株主に係るのれんについては、算定基礎が定まっておらず、情報価値はそれほど高くないのではないか。
- 経済的単一体説の観点からは全部のれん方式を支持できると考えられる。その場合に、自己創設のれんの計上になるという批判もあるが、そうではないという見方もあるので、より深い検討等が必要である。ただ、現時点においては、どちらか一方に決めてしまうのは難しいという状況も理解しているので、当面は、全部のれん方式と購入のれん方式について、フリーチョイスではなく、会計方針による選択適用を認め、会計理論の今後の探求と実務における情勢の見極めを継続するのが良いのではないか。また、選択適用による比較可能性については、注記情報により確保できるものと考えている。
- 経済的単一体説を取り入れる場合、全部のれん方式が整合していると考えられるが、選択適用には疑問があり、のれんの償却を前提とすれば、全部のれん方式では、損益計算書の各段階利益に少数株主持分相当ののれん償却も反映されるため、国際的な会計基準と比較して、さらに各段階利益の差が大きくなるとも考えられ、当面の間、現状の購入のれん方式のみを維持することが適切と考えられ、選択適用は認めがたい。
- あるオブザーバーより、全部のれん方式の適用が自己創設のれんの計上につながるこの意味合いについて質問があった。これに対し、ある委員からは、少数株主との直接的な取引がないにもかかわらず、企業結合時の識別可能純資産の時価を超過する部分のをれんとして認識することは、取得のれんとは異なる性質ののれんが計上され、自己創設のれんの計上になり得ると考えられるのではないかと回答があった。

以 上